破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１９号
新潟県佐渡市真野新町487番地３
破産者　後藤　利雄
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年３月19日午後２時
平成23年11月10日　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第２２４８号
札幌市清田区北野６条４丁目１番２―208号
破産者　辻　　貴子
1　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年12月14日午前10時
平成23年11月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７２８号
大阪府寝屋川市高宮栄町22番11号、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番110―103号
破産者　中村タイヤ商会こと　中村　正義
1　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午後３時30分
平成23年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３９号
岩手県一関市三関字日照32番地の１
破産者　有限会社千葉歯科器材店
1　期日　平成24年２月16日午前11時15分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年11月９日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第５０号
岩手県一関市三関字日照32番地１
破産者　千葉　ふて
1　期日　平成24年２月16日午前11時15分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年11月９日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第５２号
岩手県一関市山目町３丁目10番22号
破産者　伊藤　博文
1　期日　平成24年２月16日午前11時15分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年11月９日　盛岡地方裁判所一関支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１１２号
山口市上堅小路111番地
破産者　渡邉酒商株式会社
異議申述期間　平成23年12月16日まで
平成23年11月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
山口市仁保中郷793番地１
破産者　山下　光政
異議申述期間　平成23年12月19日まで
平成23年11月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
熊本市桜木１丁目13番９号
破産者　山本　　均
異議申述期間　平成24年１月５日まで
平成23年11月14日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０８７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈241番地１　ボンセジュール田代Ａ201号
破産者　吉武美枝子
異議申述期間　平成24年１月10日まで
平成23年11月８日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７５２号
仙台市泉区紫山４丁目22番地の14
破産者　石郷岡　卓（旧姓菅崎）
免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
平成23年11月14日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第４４０号
新潟市東区紫竹６丁目18番２号　サーパス紫竹207号
破産者　桒原真佐美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目３番19号　しおかぜ病院、住民票上の住所香川県三豊市詫間町粟島71番地
破産者　松岡　勝男
法定代理人保佐人　松内　邦博
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０７４号
東京都港区六本木５丁目18番２号ウィルウォーカーズ会計事務所内
清算株式会社　株式会社骨董通プロパティーズ
代表清算人　石井　利明
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２号
横浜市中区山下町23番地
再生債務者　セントラルビル株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　横浜市中区本町１丁目３番地　綜通横浜ビル８階　立川・及川法律事務所　弁護士　立川　正雄
平成23年11月11日
横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第６号
宮崎県宮崎市高千穂通１丁目８番28号
再生債務者　高口　昌三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　書面等投票で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年11月10日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
群馬県高崎市京目町454番地13
再生債務者　栗原設備工事株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年11月11日　前橋地方裁判所高崎支部

再生計画認可中更正

平成２２年（再）第１号
石川県能美市吉原釜屋町ワ21番地１
再生債務者　北国合繊株式会社
1　主文　当裁判所が平成23年10月13日になした再生計画認可決定中、再生債務者の住所につき「石川県能美郡吉原釜屋町ワ21番地１」とあるを、「石川県能美市吉原釜屋町ワ21番地１」と更正する。
2　決定年月日　平成23年11月10日
金沢地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４８２号
札幌市南区藤野５条３丁目８番１号
再生債務者　佐々木博之
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第４９１号
札幌市豊平区平岸１条５丁目２番28―1001号
再生債務者　川上　千惠
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部